

令和6年度第1回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和6年4月25日（木） 午後2時

召 集 場 所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和6年4月25日（木） 午後2時

出席委員

農業委員							
1. 伊藤 正敏	○	2. 酒井 温司	○	3. 丹羽 保宏	○	4. 横井 満之	○
5. 中野 浩光	○	6. 三宅 正恭	○	7. 石塚 晴郎	○	8. 岩田 房喜	○
9. 鈴木 正	○	10. 後藤 善一	○	11. 星野 清明	○	12. 水野 格廉	○
13. 小島 慶久	○	14. 木村 実勇喜	○				
農地利用最適化推進委員							
15. 鈴木 朝明（北部）	○	16. 渡邊 由美子（西部）	○	17. 堀田 啓（南部）	○		

計 17 名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治

主 事 高味 俊夫

主 事 國分 健太郎

主 事 宮下 彩乃

議 事 日 程

1 提出案件

(1) 議決案件について

議案第1号 農地法第3条の規定に係る許可申請 …………… 1件

議案第2号 農地法第5条の規定に係る許可申請 …………… 2件

(2) 報告案件について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …………… 3件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …………… 9件

2 その他

会 長 皆さん、こんにちは。

満開だった桜も散り、陽気もよくなってきましたが、まだ日によって気温差があります。委員のみなさまには、体調管理に十分注意していただきたいと思います。

では、只今から、令和6年度第1回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は14名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名の出席をいただいております。ありがとうございます。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は14番 木村 実勇喜(きむら みゆき)委員 1番 伊藤 正敏(いとう まさとし)委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

それでは、【議案第1号】 農地法第3条の規定による許可申請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書1ページ、番号R6-1をご覧ください。

申請地は、春日宮重町____番地、登記田現況畑で面積は____㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

高齢のため引き続いての耕作が難しい____さんから、祖父の農業を手伝う中で耕作の楽しさや充実感を感じたため祖父の農業を引き継ぎたい____さんへの所有権移転の申請です。

譲受人は、地元で共有のトラクター1台、他にテラー2台、農用自動車1台、草刈機1台を所有しております。従事日数は妻とあわせて150日、経営面積は____㎡、申請地への通作距離は約0.2km、通作時間は車で1分です。

____さんは新規就農者であるため、4月17日(水)にヒアリングを行っています。机上配布しました3つの要件が記載されているものが、3条許可の申請の時に確認すべき事項になっております。併せて配布しました農地法第3条許可申請に係るヒアリング項目に沿って、具体的に質問をし、ヒアリングを実施しました。

今回のヒアリングについては、事務局と地元の農業委員として後藤委員、地区外の農業委員として中野委員、中立委員として酒井委員からそれぞれ質問をしています。内容については農地法第3条許可申請に係るヒアリング

項目をご確認ください。

農地法第3条許可申請の基本要件である3項目、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件のいずれも満たしていると判断されます。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は後藤委員になります。

後 藤 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として「許可する」とことといたします。

続きまして、【議案第 2 号】農地法第 5 条の規定に係る許可申請 2 件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書 2 ページ、申請番号 R6-1 をご覧ください。

申請地は、春日白弓____番、登記・現況共に田で面積は____㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

申請者は、____地内に本社を置く、土木建設工事を業とする事業者です。

申請者は、本社地に駐車場兼資材置場を構えています。仕事の案件はあま市内を主要とし、ここ数年では、清須市、北名古屋市、稲沢市の受注も増加傾向にあります。既存の駐車場兼資材置場だけでは足りず、清須市、北名古屋市、稲沢市へのアクセスがしやすい新たな駐車場兼資材置場用の拠点の設置が必要となっています。

駐車場兼資材置場確保のため、周辺市街化区域で土地を探しましたが、希望に沿う土地が見当たらず、市街化調整区域ではありますが所有者より承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地であるため、農地の区分の該当事項のエー（ア）－b－（b）に該当し、第 3 種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は私になりますが、面積が小さいところで、一般住宅と運送会社に挟まれた土地であり、特に問題ありません。

他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

2 件目の説明を事務局に求めます。

事務局 申請番号 R6-2 をご覧ください。

申請地は、春日野田町____番、登記・現況共に畑で面積は____㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

申請者は、令和 4 年に結婚し、本家で同居するには手狭なため、____市の賃貸アパートで生活しています。本家の父母は祖母を介護しながら農業を営んでおり、高齢であるため手伝いが必要になることが多く、周辺に兄弟がおりますが、父母を全面的に支えることが十分にできない状態のため、本家周辺で住宅の建築を検討しておりました。

申請者に所有する土地はなく、また希望に沿った土地も見つかりませんでした。このことを申請者の父母に相談したところ、申請者の父が所有する申請地で建築してもよいと承諾を得たため申請に至りました。申請地は、エー（ア）－b－（a）の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね 10ha 未満である農地であるため、農地の区分の該当事項のオー（ア）－b に該当し。第 2 種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は木村委員になります。

木村委員 分家住宅であれば、問題ありません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

続きまして、【報告第 1 号】農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 3 件及び【報告第 2 号】農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 9 件を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは一言お願いします。

事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、議案書 3 ページ報告第 1 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 3 件を説明します。

申請番号 R5-56、____番地、登記現況共に田で、面積が____㎡です。

こちら、伊藤委員の案件となります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-1、____番地、登記現況共に畑で、面積が____㎡です。

こちら、横井委員の案件となります。

横井委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-2、____番地及び____番地、____番地、____番地、____番地及び____番地が登記畑現況宅地、____番地が登記畑現況雑種地、____番地が登記田現況雑種地で、4 筆合計の面積が____㎡です。

こちら、中野委員の案件となります。

中野委員 問題ありません。

事務局 では、4 ページをご覧ください。報告第 2 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について説明します。

申請番号 R5-113、____番地、及び____番地、2 筆とも登記現況共に畑で、2 筆合計の面積が____㎡です。

こちら、星野委員の案件となります。

星野委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R5-114、____番地、及び____番地、2 筆とも登記田現況畑で、2 筆合計の面積が____㎡です。

こちら、伊藤委員の案件となります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R5-115、____番地、登記現況共に畑で、面積が____㎡です。

こちら、鈴木朝明推進委員の案件となります。

鈴木推進委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R5-116、____番地、登記田現況宅地で、面積が____㎡です。こちら始末書を添付しています。

こちら、伊藤委員の案件となります。

伊 藤 委 員 問題ありません。

事 務 局 5 ページをご覧ください。申請番号 R5-117、____番地及び、____番地、登記
現況共に田で、2 筆合計の面積が____㎡です。春日新橋西土地区画整理事業
地内の案件になります。

こちら、鈴木朝明推進委員の案件となります。

鈴木推進委員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R6-1、____番地及び、____番地、____番地が登記田現況雑種地、
____番地が登記畑現況雑種地、2 筆合計の面積が____㎡です。始末書を添付
しています。

こちら、伊藤委員の案件となります。

伊 藤 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R6-2、____番地及び、____番地、2 筆とも登記畑現況雑種地、2 筆
合計の面積が____㎡です。始末書を添付しています。

こちら、渡邊推進委員の案件となります。

渡 邊 推 進 委 員 店の駐車場で随分前からアスファルトになっていますが、今届出をする
理由は何ですか。

事 務 局 おそらく現況の整理だと思われます。

渡 邊 推 進 委 員 同じ会社が倉庫を須ヶ口の方で建てています。一部が農地だと思われる
が、届出は出ていますか。

事 務 局 確認ができていないため、後で確認させていただきます。

渡 邊 推 進 委 員 わかりました。問題ありません。

事 務 局 申請番号 R6-3、____番地、登記現況共に田、面積が____㎡です。

こちら、中野委員の案件となります。

中 野 委 員 隣に田が繋がっているため、水回りの確認を地主さんと事務局と業者で
行いました。問題ありません。

事 務 局 6 ページをご覧ください。申請番号 R6-4、____番地、登記田現況雑種地、面
積が____㎡です。始末書を添付しています。

こちら、伊藤委員の案件となります。

伊 藤 委 員 問題ありません。

事 務 局 以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。以上のことについて、質問はありますか。
それでは、その他について事務局から何かあれば説明をお願いします。

事務局 水稻のことについて、清洲・春日・新川地区の土地改良区である宮田用水の方で、通水が4月22日からすでに開始しています。それに伴い5月9日に樋門管理人説明会を予定しております。樋門管理人の方には、土木課からまた通知があると思います。

また、清洲・春日・新川地区で五条川のポンプを補給水として使っていますが、そちらが5月の下旬に稼働予定しています。5月中頃に実行組合長の方宛てに市から回覧を送る予定です。併せてご確認をお願いします。

西枇杷島地区に関しましては、5月12日から本田用の通水が始まります。今年も水稻の時期がやってきましたので、ご協力をお願いいたします。

続きまして、苗代用水の使用について、市内で苗代用水を使用しているところがわかる方はいますか。

事務局からは以上です。

渡邊推進委員 私は使用してませんが、外町の方で使っている方がいます。

事務局 わかりました。ありがとうございます。

会長の方では鳥出のところで使用してますか。

会長 そうです。

事務局 鳥出は一街区でまるまるで苗代を行っていますか。

会長 バルブは二つあるが、片方だけのところで使って行っています。

事務局 わかりました。ありがとうございます。

前に岩田委員から土田・上条の方で苗代を行っているという話があったと思うのですが。

岩田委員 宮田用水ですよ。はい、行っています。4月11日から水を出して、苗代は4月12日から、田んぼに水を入れるのは5月11日からです。

事務局 わかりました。ありがとうございます。

上条では苗代を行っていますか。

鈴木委員 行ってます。

事務局 市内で苗代をやっているところがどこかという問い合わせがありましたので、お聞きさせていただきました。また、他にも行っているところがございましたら、事務局まで教えていただけたらと思います。

事務局からは以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。以上のことについて、質問はありますか。

伊藤委員 苗代の場所の確認について、だれがどういう意図で確認されたいものですか。

事務局 直まきをしている農家から宮田用水の水を出してしまうと自分の水田に水が入ってしまつて困るという問い合わせがありました。宮田用水のバルブを閉める場所によっては、苗代で使っているところが困ると思い、主な使用状況を把握したく確認しました。

会長 苗代用水は早く水を出すので、苗代の水田には入るが、一般の水田には入らないようになっています。

事務局 その状況を事務局がわかっていなかったため、把握したいと思い確認しています。

岩田委員 昔は直まきをしている人も水が入るタイミングを考えて一斉に苗を作っていたため上手く回っていましたが、今は自身のタイミングで直まきをしておりバラバラです。昔のやり方とは全然違います。苗代は苗代で実行組合とやりとりをして行っています。直まきの方に水が入ると困ると言われても、困っているのは勝手にやっているからだと思います。

事務局 おっしゃるとおりです。バランスを見てやっていただく必要があると思います。ただ、大元である事務局が全体の状況を把握できていないため、適切な対応ができませんでした。原則は岩田委員がおっしゃったとおりのため、そのように説明させていただき、地区によっては良いところも出てくるか把握させていただきたかったところです。

鈴木委員 私のところではいつもだと5月の終わりに田に水が入ります。直まきの方のために5月のはやめに少し水を入れるよう変更しましたが、最近は本格的に水を入れる時期がどんどん早くなっており、それはそれで問題だと思っています。

事務局 地区によっていろいろとやり方があると思いますので、その地域の特性も事務局の方で情報蓄積させていただきたいと思っています。また地元での状況をいろいろとお聞きすると思いますので、ご協力お願いします。

横井委員 阿原ですが、夏になると台風が来るため、水門を開ける依頼が来ます。その後、水がすぐに入らず一週間ほどかかり、苦情が出てきます。

会長 本当に危ない時は、宮田用水が元で水を止めます。聞いたところによると、その後水が通るには配管の中に水がしっかり溜まらないと流れて来ないとのことです。しかしこれは仕方がないと思います。

事務局 樋門の操作に関しては、事前にわかっていたら土木課から各樋門管理人へ開けるよう依頼をしていたり、土木課で事前に開けて回っていたりしています。その後の復旧に関しては、樋門管理人の役割になっています。今回の件については、樋門管理人説明会の方でも話があると思いますので、事務局から土木課へ連絡し、周知させていただければと思います。

星 野 委 員 西牧ですが、16 日で水の入れる予定でしたが、すでに水が流れている
とのことで、事務局に問い合わせがあるかもしれません。

事 務 局 その話が先ほどの直まきの問い合わせの件でして、原因を突き詰めたら
バルブの閉め忘れによるものでした。去年の 9 月末で終わった段階でバル
ブを閉め忘れていて水が流れ田に水が入ったというものです。

会 長 他に何かありますか。

渡 邊 推 進 委 員 昨日、刈谷市役所で行われたレディース愛知に参加しました。豊川・豊
橋・津島・名古屋市等の女性農場委員が集まり、話を聞かせていただきま
した。

豊川の委員さんが、スプレー菊が儲かるとおっしゃって、さつまいもな
どと一緒に温室で管理しているとのことでした。

飛島村では推進委員がいらないとお聞きしました。認定農家とか自家消費
の畑とかで市街化調整区域の農地だけでしっかりと管理され、耕作放棄地
がないので、推進委員が必要ないとのことで、初めて知りました。

いろいろと勉強になりましたので、また次回も参加したいと思います。

事 務 局 ありがとうございます。

会 長 ご苦労様です。他に何かありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和 6 年 5 月 24 日、金曜日、午後 2 時から、場所は清須市役所南館 3 階大
会議室(本日と同じ)にて開催予定ですのでよろしくお願いします。

以上で令和 6 年度第 1 回農業委員会を閉会します。本日はご苦労様でし
た。

—終了時刻午後 2 時 4 0 分—

個人情報に当たるとの考えから、議事録中の番地等は、省略等して記載しています